

裁 決 書

審査請求人

請求代理人

上記審査請求人から平成23年12月17日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成23年10月17日付けの保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

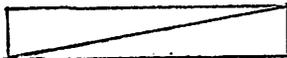
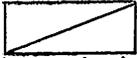
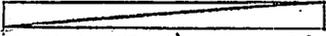
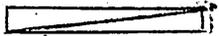
京都市深草福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の要旨

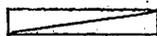
審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市深草福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

請求人は、平成23年〇月〇日、（以下「」という。）でのパート就労を開始したが、最低生活費を上回る収入を得ることができなかったため、さらに同年〇月〇日、（以下「」という。）での就労を開始した。請求人が処分庁に対してそれまでの就職の経過を話したところ、同年10月一杯で自立して欲しいと言われ、同年9月26日、同年11月1日付けで保護を辞退する旨の届出（以下「本件辞退届」という。）を書かされた。請求人の同年10月末に支給された給与は、合計で4万9,734円しかなかったにもかかわらず、請求人の収入の状況を確認することもなく、自立することができるか否か不明のまま自立を要請して書かせた辞退届は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12の3に照らし無効である。

したがって、本件処分は、無効な辞退届に基づく違法なものであり取り消されるべきである。

2 処分庁の弁明の要旨

- 平成23年1月24日、同月5日付けで請求人の保護を開始する決定をした。
- 平成23年5月2日、請求人から、でのパート就労が決まったとの報告を受けた。
- 平成23年7月26日、請求人から、での給与収入の増加により、遅くとも同年9月中には自立するつもりであるとの申立てを聴取

- した。
- (4) 平成23年8月23日、請求人から、2社目の就労として [] (以下「 [] 」という。)でのパート勤務が決まり、[]月[]日に就労を開始し、初回給与日は同年9月25日であるとの報告を受けた。
 - (5) 平成23年9月26日、請求人から、 [] は1週間ほどで退職し、[]月[]日から []でのパート就労が決定したが、同月の収入は約8万円の見込みであるため、同月末での保護辞退は困難であること及び同年11月1日付けで辞退することを聴取するとともに、増収が見込めるため本件辞退届を受理した。
 - (6) 平成23年10月4日、請求人から、 []について[]月[]日から正社員雇用となったこと及び同年11月1日から社会保険に加入することを聴取した。
 - (7) 平成23年10月17日、請求人の保護辞退により、同年11月1日付けで本件処分を行った。
 - (8) 平成23年10月26日、請求人から、同月末に支払われた []の給与が予想より少なかったこと及び同年11月21日には []から約15万円の給与が入る見込みであるが、それまで11月の家賃を払うことができないことを聴取した。これに対し、家賃の支払を待ってもらえないか管理会社に相談してみることを、借入れ等を検討してみることを及び居住地を所管する京都市南福社事務所に保護の相談に行くことを助言した。また、本件処分の決定通知書を交付し、保護廃止に伴う諸手続について説明した。
 - (9) 保護の停廃止については、課長通知第10の問12の3の答において、辞退届が有効であり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、保護を廃止して差し支えないとされている。ただし、辞退届が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであること、辞退届が有効であっても、廃止決定に当たっては、被保護者が直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること、保護の廃止に伴い必要となる諸手続について助言指導することとされている。
 - (10) 請求人は、自立に向けて強い意欲を示し、稼働能力の活用に熱心に取り組んでおり、処分庁としても就労及び増収について指導し、及び支援してきた。その結果、請求人から辞退の申出があり、これを受理したのであって、本件辞退届は、請求人自身の任意かつ真摯な意思により提出されたものである。したがって、処分庁が自立を要請して書かせたものではない。
また、請求人から、生活費はなんとかなるが家賃が支払えないとの相談を受けたため、それに対して助言をするなど対応し、請求人が直ちに急迫した状況に陥らないよう留意した。さらに、社会保険加入について説明し、請求人の了解を得た。
 - (11) 以上のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

3 反論の要旨

- (1) 請求人が平成23年11月1日付けで保護を辞退すると言ったとしても、客観的にみて、同年9月26日時点での請求人の自立可能性は極めて低かったのであるから、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものとは到底いえない。
- (2) 処分庁は、平成23年10月17日に本件処分を行っているが、実際に給

与の額を確認してから保護を廃止すべきであった。現に、
の給与は同年11月21日まで入らないのであって、請求人は家賃が支
払えず、直ちに急迫した状況に陥っていた。

- (3) 請求人に、自立に向けた強い意思と稼働能力の活用に向けた熱心な
取組があったとしても、結果が生じ、それが安定しなければ、任意か
つ真摯に辞退届を提出するはずがない。
- (4) したがって、本件辞退届自体無効であるし、それに基づく本件処分
は違法である。

4 処分庁の再弁明の要旨

「任意かつ真摯な意思で辞退を申し出たはずがない」等の請求人の主
張は、いずれも推論をもって事実を否定するものであり失当である。

5 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 平成23年1月27日、処分庁は、同月5日付けで請求人の保護を開始
する決定をした。

イ 請求人は、入所を経て、平成23年月日に
に入所し、求職活動を開始した。

ウ 平成23年月日、請求人は、でパート就労することが決
まった。給与の支給日は毎月25日であり、5月分の給与は3万65円
であった。

エ 平成23年月日、請求人は、のアパートに転居し、居
宅生活を開始した。転居に当たり、処分庁は、請求人が同年9月末で
自立することを見込んで敷金を支給するとともに、引き続き京都市深
草福祉事務所で保護を行うこととした。

オ 平成23年月日、請求人は、と掛け持ちで
でのパート就労を開始したが、同年月日に
を退職した。請求人の6月から8月までの就労収入は、それぞれ
6万8,017円、8万2,827円、8万3,961円であった。

カ 平成23年月日、請求人は、に採用が決まったもの
の、から給与の支払がなく、9月の収入が7万
3,107円であったため、処分庁に対し、10月末までの保護継続を依頼
し、同年11月1日付けで保護を辞退する旨申し出るとともに、本件辞
退届を提出し、処分庁はこれを受理した。

キ 平成23年月日、請求人は、でのパート就労を開始
し、同年月日、正社員雇用となった。

ク 平成23年10月17日、処分庁は、本件辞退届に基づき、本件処分を行
うことを決定した。

ケ 請求人が平成23年10月に得た就労収入は、合計4万9,734円であっ
た。

コ 平成23年10月26日、請求人は、処分庁を訪れ、同月分の収入申告書
を提出するとともに、の10月分給与が思ったよりも少なく、
の給与は同年11月21日まで入らないことから家賃を支払
うことができないとの相談をした。これに対し、処分庁は、支払の延
期や一時借入れ、京都市南福祉事務所への相談等を教示し、請求人に
同年11月1日付け本件処分の決定通知書を交付した。

(2) 判断

ア 被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の実施機関は、

法第26条の規定により保護の停止又は廃止を決定することとされており、課長通知第10の問6及び第10の問12を踏まえて要否判定を行い、保護を要しないことを確認した上で保護の停止決定又は廃止決定を行うことが原則である。

イ ただし、保護受給中の者自らの意思で「保護を辞退する」旨の意思を示した書面が提出された場合には、課長通知第10の問12の3を踏まえ、①提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか十分確認し、②保護の廃止により直ちに急迫した状態に陥ることがないか、本人から自立の目途を聴取した上で、保護の廃止決定をすることができるかとされているが、辞退届に基づく廃止決定はいわば例外的な処分であるから、慎重な検討を経て決定されるべきものである。

ウ 本件処分についてみると、請求人は処分庁に対し、平成23年9月26日付けで本件辞退届を提出しているが、ケース記録を検証する限り、このことについて処分庁からの働き掛けや示唆があったとは読み取れないから、この時点での当該辞退届は、請求人の任意かつ真摯な意思により提出されたものであり、保護を廃止する上で有効なものと認められる。

エ しかし、同年10月26日、請求人は、収入見込額が予定していたよりも少ないことから家賃を支払うことができないこと及び同年11月21日までまとまった収入がなく生活に困窮することを処分庁に訴えており、本件辞退届を提出したときとは収入の状況が大きく変化していたと認められる。また、処分庁がこの窮状を認識していたことはケース記録からも認められる。

オ そうすると、エの訴えにより、収入増加を理由に提出した本件辞退届は、撤回され効力を有しないものと判断するのが妥当であり、処分庁は原則どおり要否判定を行い、保護を要しないことを確認した上で保護の廃止を決定すべきであったにもかかわらず、本件辞退届に基づき同年11月1日付けで保護の廃止を決定しているから、本件辞退届の提出に基づく本件処分は不適法なものである。

よって、審査請求人の主張に理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年10月29日

京 都 府 知 事 山 田 啓

